

秋田市告示第91号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月16日

秋田市長 沼谷 純

- 1 指定納付受託者の名称および所在地  
S B ペイメントサービス株式会社  
東京都港区海岸一丁目7番1号
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
  - (1) 納税証明書交付手数料
  - (2) 公園地使用料
- 3 指定納付受託者を指定した年月日  
令和8年3月16日
- 4 指定納付受託者を指定する期間  
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで